

<p>速報第3931号 R7.3.17発行 総務課 扱</p>	<p>道議会における質疑・質問及び答弁要旨</p>	<p>7年 文教委員会 3月17日</p>	<p>質問者</p>	<p>広田 まゆみ 委員 民主・道民連合 (札幌市白石区)</p>
<p>質 疑 ・ 質 問</p>	<p>答 弁</p>		<p>担 当 課</p>	
<p>一 令和の日本型学校教育の実現に向けた教育環境整備などについて</p> <p>(一) 教職員定数などについて</p> <p>文科省の令和7年度予算案として、『「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境の整備』のため、小学校における教科担任制の拡充をはじめ、学校教職員定数の改善など、対前年度と比較してプラス583億円が計上されている、とこの委員会でも説明を受けたと承知しています。小学校における教科担任制の拡充、中学校における生徒指導担当教師の配置拡充、チーム学校のための体制強化など多様化・複雑化する課題への対応そして、小学校における35人学級の推進に対応する定数増などのため、5,827人が増となる積算になっています。</p> <p>この文科省の対策によって、道内の教職員定数の改善にどれだけの効果が想定され、その効果を最大限とするために、道としてどのように取り組む考えか伺います。</p> <p>また、定数改善以前に、札幌市内においてもよく伺いますが、欠員状態にある職場も多いと聞きますが、定数改善以前に道における欠員の状況及び改善に向けた取組について伺います。</p> <p>(再質問)</p> <p>103人の欠員ということですが、この欠員の例えば、小中学校の内訳とその欠員に至った事由について改めて伺います。</p> <p>(意見)</p> <p>この間、報道などでも文科省と財務省の大臣合意でしょうか、教師師取り巻く環境整備に関して、様々な対策が取りざたされていますけれども、例えば、200人の定数増があったとしても、現実に小学校が著しいようですが、道内で100人を超える欠員です。しかも、報道などでは、令和8年以降に中学生の35人学級にも着手しようという方向性が示されています。文科省の描いていることと、現場の実態がかけ離れ過ぎているのではないのでしょうか。</p> <p>これはもちろん、道教委だけでは、いかんともしがたいことではありますが、道としてもできることがあるのではないかと、という観点から、次の質問に移らしていただきます。</p> <p>(二) 学習指導員配置事業について</p> <p>令和の日本型教育とは、個別最適な学び、そして協働的な学びを、ICTなどの道具を使って進めていくものという理解でありませうけれども、私はそのための一助として、学習指導員配置事業が重要だと考えています。</p> <p>道教委としては、令和2年度から、令和5年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として活用して、この事業を実施したと承知をしていますが、それ以前、それ以後は、学習指導員配置事業というのは、道としては実施をしていない状況にあります。</p>	<p>(総務政策局長)</p> <p>教職員定数の改善などについてであります。令和7年度の国の予算案では、学校の指導・運営体制の充実として、小学校における35人学級の推進など計5,827人の増が盛り込まれたところであり、こうした国の定数改善を最大限活用した結果、札幌市を除く道内の公立学校における令和7年度の教職員定数につきましては200人程度の改善を見込んでいます。</p> <p>また、札幌市を除く道内の公立学校では、令和7年1月現在、103人の欠員が生じておりまして、道教委では、これまで、教員志願者の確保に向け、高校生を対象とした「みらいの教員育成プログラム」など、道教育大学などとの連携による、早期から教職の魅力発信に努めてきているほか、メンタルヘルスに関する基本方針を見直し、休職者や退職者を抑制するための対策を強化するとともに、働き方改革の着実な推進による、魅力のある職場づくりなど、様々な取組を総合的に推進し、教員の確保に取り組んでまいります。</p> <p>(教職員局長)</p> <p>欠員の状況についてでございますが、欠員の学校種別毎の内訳は、小学校が40人、中学校が23人、高等学校が19人、そして、特別支援学校が21人となっております。</p> <p>欠員の要因といたしましては、教員志願者の減少によりまして、採用予定者数に対して余裕のある登録者の確保が難しくなっている教科などがあり、年度当初から欠員が生じていることに加えまして、年度中途に生じた産休などに伴う代替教員を確保できない場合があることなどがあります。</p>	<p>教育政策課 教職員課</p> <p>教職員課</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>1 学習指導員配置事業の必要性などについて</p> <p>個別最適な学び、協働的な学びを実現するためにこそ、ICT 教育の導入と並行して、私は、人の力、子どもたちに関わる人の力が重要になると考えます。特に、文教委員会などで、小学校などの現場を視察させていただいたときに、ICT などを活用されて、私が子どものころとは格段に、双方向でみんなで見える化するという授業が進化しているというふうに感じました。</p> <p>一方で、端末を使うスピードだとか、一人で考えたいタイプだとか、おしゃべりしながら考えたいタイプの子ども、そして先生と直接コミュニケーションしたいタイプの子ども、色んな多様な子どもたちのいる中で、個別最適な学びの環境は、一人の先生、一人の大人では、難しいと感じたところでした。</p> <p>もちろん、教職員免許をもった先生が複数で教える体制が望ましいと思いますし、恐らく、現場の教職員の方のニーズとしてもその方が、本質的なのだと思います。しかし、私としては当面、少なくとも学習指導員配置事業を活用し、直接、勉強は教えなくても子どもたちの動きや心に寄り添う、余裕のある大人の存在が必要ではないかと思えます。</p> <p>道教委としての学習指導員配置事業の必要性についての認識について何うとともに、令和2年から5年までの実施期間における実績とその成果などについて伺います。</p>	<p>(義務教育課長)</p> <p>学習指導員等についてであります。児童生徒への指導に当たっては、2人以上の教員によるティーム・ティーチングや、学習指導員、特別支援教育支援員、ICT 支援員等によるサポートなど、複数の体制で実施することにより、個に応じた指導の充実が図られると認識しております。</p> <p>学習指導員配置事業の実績としては、札幌市を除く公立小・中、高校、特別支援学校への配置として、令和2年度は815校に963名、3年度は897校に997名、4年度は976校に1,129名、5年度は645校に685名であったところであり、配置した学校からは、「習熟度別学習のサポートが、教員の負担軽減になった」「放課後指導などにより、児童生徒の学習効果を高めることができた」「複数の目で児童生徒を見ることができ、きめ細かに対応できた」などの声が寄せられ、学習指導や校務処理の面で、一定の成果があったと考えております。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>2 学習指導員配置事業に係るアンケートなどについて</p> <p>令和4年に、道として、学習指導員配置事業に係るアンケートを行って、実施市町村138、そして道立学校163から回答を得たものと承知しております。アンケート実施の目的を改めて何うとともに、アンケート結果をどのように捉えているのか伺います。</p> <p>私も、このアンケート結果を拝見しましたが、どうしてもコロナ禍の予算、財源ということもあって、コロナ禍における教員の負担軽減という項目、そういう視点が多いわけですが、特別活動や、行事の支援も含め、ICTの指導やオンライン学習のサポートなど、子どもたちの支援になっているという回答も、とても大事であると思えます。</p> <p>教職員の負担軽減という視点では、すでに、教員業務支援員(スクールサポートスタッフ)の別事業が導入されていますが、教員業務の支援と、子どもたちの学びや幸せだとか、そういうことの支援のためと、明確に整理した上で、令和の学校教育実現のための過渡的ではありますが緊急な措置として捉え直した上で、財政上の制約に道教委としてより強く向き合うべきと考えますが、所見を伺います。</p> <p>(指摘)</p> <p>国に強く要望ということでもありますけれども、国の補助メニューも既にありまして、道費負担分が8億円程度と、過去の実績からすると承知しております。確かに厳しい財政状況ではありますが、コストではなく、未来のための投資ではないのかなというふうにも、思っています。</p> <p>不登校やいわゆる引きこもり対策を手厚くすることも、求められています。その前に、私は、本来は、たとえば学齢前や小学校の子どもたちに対する人的サポートを手厚くするべきではないかと思っています。</p> <p>例えば、先ほどの実態から言って、欠員の著しい小学校だけでも、検討するなど、言い方はちょっとあれかもしれませんが、財政協議に行く前から、道教委側として抑制するのではなく、現場の実態をもっと道教委としてしっかり訴えていくべきではないかと考えます。</p> <p>学習指導要領にしばられない、ある意味で勉強を教えなくてもいい、子どもの様子をあたたかく見守る支援員、例えばプレイヤーなど、これはこれで研修が必要なのですが、そういう支援員の配置もオール道庁で検討されるよう、国に求める前にですね、まず道庁内でしっかり検討されるよう、まずは道教委が、子どもたちのために必要な費用対効果のエビデンスですとか、情報</p>	<p>(義務教育課長)</p> <p>事業のアンケート等についてであります。道教委では、令和4年度に、事業の効果を把握する目的で、配置校を対象にアンケート調査を実施し、この中で、回答した市町村のうち約9割の市町村から、学習指導員が提出物の採点などを行うことで、教員が子どもと向き合う時間が増えた、ティーム・ティーチング指導や習熟度別学習を行う教員の負担軽減となった、という回答があったなど、事業が学校教育活動の充実を図るという面で十分な効果があったと考えております。</p> <p>道教委としては、外部人材の活用による支援スタッフの配置は、教育活動を進める上で重要と考えており、これまで、退職教員等を講師とした外部人材活用事業などに取り組んできており、今後もこうした取組を推進するとともに、サポートスタッフの配置の拡大や財政措置の拡充について、引き続き、国に強く要望してまいります。</p>	<p>義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>収集に努めるよう強く指摘をしておきたいなというふうに思います。</p> <p>二 各教科等の年間授業時数等について (一) 標準時数の削減などについて 学習指導要領は、概ね10年くらいで見直しをし、学校教育現場に与える影響は少なからずだと考えます。その都度、私の覚えている範囲であれですけども「生きる力」だとか「アクティブラーニング」だとか「GIGA スクール構想」だとか色んなキーワードがあったと思いますけども、そのなかの1つ、いわゆる「ゆとり教育」の時代が今見直されていると聞きます。 いわゆる標準時数の増加と、いじめや不登校の数に相関関係があるとの研究もあります。 道内市町村の学校における標準時数の推移と、いじめや不登校の数の関係性についての道の認識を伺うとともに、道において、標準時数を上まわって教育課程を編成している実態がないのか伺います。 併せて、今後の標準時数などのあるべき姿についてどのように考えるのか伺います。</p> <p>(指摘) まず、標準時数といじめや不登校との関係性についてですが、東京学芸大学現職教員支援センター機構の大森直樹教授らがまとめられた書籍「学校の時数をどうするか」によりますと、不登校児童の生徒数は、平成25年から増加に転じ、平成29年あたりから激増傾向にあります。 これはいわゆる不登校ということが見える化、可視化された面も想定され、様々な要因があるとは考えられますけども、その一つの要因に、やはり標準時数が過重ではなかったのかということが、この研究の中では挙げられています。 文科省としても、働き方改革の視点から2019年の令和元年あたりからですね、標準時数の積み増しの抑制を求めようになりまして、2020年になりますと、コロナ禍の臨時休業により標準時数を下回った場合にも、そのことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものではないとの見解を示すようになりました。 ご答弁においても、「各学校において、児童生徒の実態を踏まえ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定することが求められている」とのご答弁でした。 つまり、中央政府が、指導助言的に基準を出すものではあるが、道教委においても、各市町村の教育委員会や学校における現場の意見をこれまで以上に十分尊重することと、その姿勢を明確にするよう指摘をしておきます。 またご答弁にもありましたように、児童生徒の実態を踏まえ、ということでしたから、これまでは標準時数の見直しも、教職員の働き方改革の文脈から、語られることが多かったわけですけども、そもそも子どもたちの心身の健康や発達において、今の標準時数が適切なのか、子どもたちの目線からの検証、あるいは、例えば小学生にとって一日6時間の授業が本当に効果的なのか等、脳科学的な検証等も必要かと考えますので、併せて指摘をしておきたいと思います。</p> <p>(二) 学習指導要領について 文科省においては、昨年末になりますけども、中央教育審議会に、次の改訂に向けた諮問をしたと承知をしています。 学習指導要領の改訂に向けた動きをどのように把握し、道として、どのように対応していく考えか伺います。</p>	<p>(学校教育局長) 年間の授業時数等についてであります。学習指導要領については、直近では、平成10年、20年、29年に改訂されておりまして、その中で、年間の標準総授業時数の見直しが図られ、小学校第1学年は782時間から850時間、第2学年は840時間から910時間、第3学年は910時間から980時間、第4学年から第6学年は945時間から1015時間、中学校の全ての学年で980時間から1015時間となったところでございます。 なお、標準総授業時数の見直しと、いじめの認知件数や不登校児童生徒数との関係を示すデータは承知しておりません。 また、各学校におきましては、年間総授業時数につきまして、国が「標準授業時数を大幅に上回る時数」として示しております年間1086単位時間以上とならない範囲で設定しています。 標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するために要する時数を基礎といたしまして、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定められたものでありますことを踏まえ、各学校におきましては、児童生徒の実態を踏まえるとともに、指導体制に見合った授業時数を設定することが求められていると考えています。</p> <p>(学校教育監) 学習指導要領の改訂についてであります。道教委では、国が毎年度開催する教育課程に関する協議会に、各教科ごとに指導主事を派遣し、改訂に向けた検討状況等の動向の把握に努めており、学習指導要領が改訂される</p>	<p>義務教育課 (生徒指導・学校安全課)</p> <p>義務教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(指摘)</p> <p>これまでも、学校教育監を先頭に真摯に向き合っていたいたと思っておりますけれども、私としては学習指導要領、つまり国の指導・助言を丁寧に現場に伝える役割ではなくて、むしろ子どもたちや現場の声を、学習指導要領の在り方に反映していくような役割、あるいは現場だとか教育現場の実践を尊重する役割を道教委に期待するものであることを申し上げまして、質問を終わります。</p>	<p>概ね2年前に中教審による答申案等が示された際には、道教委が独自に作成する「教育課程改善の手引」により、道内全ての小・中学校に改訂のポイント等を周知し、教職員の理解を促してきたところでございます。</p> <p>今後も引き続き、全ての小・中学校において、教育課程の大綱的な基準である学習指導要領に基づく指導が行われますよう、各種研修会や学校教育指導で指導助言いたしますとともに、現行の学習指導要領に掲げる「社会に開かれた教育課程」の理念が次期学習指導要領において、新たな時代にふさわしい在り方としてどのように整理されるのかを注視しつつ、各学校において、学習指導要領の理念等を踏まえた教育課程の編成・実施に着実に対応できるよう、取り組んでまいります。</p>	